

長野県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年10月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第39号

長野県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(長野県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 長野県立自然公園条例施行規則(昭和35年長野県規則第53号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 公園事業(第2条—第10条)

第3章 保護及び利用(第11条—第19条)

第4章 風景地保護協定(第20条—第22条)

第5章 雜則(第23条・第24条)

附則

第1章 総則

第15条中「様式第7号」を「様式第14号」に改め、同条を第24条とする。

第14条中「様式第6号」を「様式第13号」に改め、同条を第23条とし、同条の前に次の章名を付する。

第5章 雜則

第13条を第22条とし、第12条を第21条とし、第11条を第20条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 風景地保護協定

第10条第1号中「第7条第1号から第16号」を「第16条第1号から第17号」に改め、同条を第19条とし、第9条を第18条とする。

第8条中「様式第5号」を「様式第12号」に改め、同条を第17条とする。

第7条第14号中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条中第84号を第85号とし、第17号から第83号までを1号ずつ繰り下げ、同条第16号の次に次の1号を加える。

(17) 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置する行為

第6条第1項中「様式第3号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第11号」に改め、同条を第15条とする。

第5条中「様式第2号」に第3条第1号を「様式第9号」に第12条第1号に改め、同条を第14条とし、第4条を第13条とする。

第3条中「様式第1号」を「様式第8号」に改め、同条を第12条とし、第2条を第11条とする。

第1条の次に次の1章及び章名を加える。

第2章 公園事業

(公園事業となる施設の種類)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 道路及び橋

(2) 広場及び園地

(3) 宿舎及び避難小屋

(4) 休憩所、展望施設及び案内所

(5) 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設

(6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機

(7) 運輸施設(主として県立自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。第4条第1項第1号及び第3項において同じ。)

(8) 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設

(9) 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場

(10) 植生復元施設及び動物繁殖施設

(11) 砂防施設及び防火施設

(12) 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。)

(公園事業の執行の協議又は認可)

第3条 条例第6条の3第2項の協議又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第4条 条例第6条の3第4項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

- (2) 第2条第1号から第9号までに掲げる施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日
(3) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間
(4) その他必要な事項
- 2 条例第6条の3第4項に規定する協議書又は申請書は、長野県立自然公園内公園事業執行協議（認可申請）書（様式第1号）によるものとする。
- 3 条例第6条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、国等が執行する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。
- (1) 個人にあつては、住民票の写し
 - (2) 法人にあつては、登記事項証明書
 - (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
 - (6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
 - (8) 事業資金を調達することができるることを証する書類
 - (9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
 - (10) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - (12) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第5条 条例第6条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条の3第4項第1号に掲げる事項の変更
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名の変更
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間の変更
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額の変更
- (5) 前条第1項第2号又は第3号に掲げる事項の変更

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第6条 条例第6条の3第7項に規定する協議書又は申請書は、長野県立自然公園内公園事業内容変更協議（認可申請）書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第6条の3第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類は、第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第7条 条例第6条の3第9項の規定による届出は、長野県立自然公園内公園事業変更届（様式第3号）によりしなければならない。

（承継の協議又は承認の申請）

第8条 条例第6条の5第1項の規定による協議又は承認の申請は、長野県立自然公園内公園事業合併（分割）承継協議（承認申請）書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - (2) 第4条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
 - (3) 合併契約書及び合併により消滅した条例第6条の3第2項の協議をした者又は同条第3項の認可を受けた者の登記事項証明書又は分割契約書
- 2 条例第6条の5第2項の規定による承認の申請は、長野県立自然公園内公園事業相続承継承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。
- (1) 第4条第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
 - (2) 被相続人との続柄を証する書類
 - (3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類（公園事業の休廃止の届出）

第9条 条例第6条の6の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1ヶ月前までに、長野県立自然公園内公園事業休止(廃止)届(様式第6号)に第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(認可の失効の届出)

第10条 条例第6条の7第2項の規定による届出は、長野県立自然公園内公園事業執行認可失効届(様式第7号)に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類

(2) 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

第3章 保護及び利用

別表中「(第4条、第7条関係)」を「(第13条、第16条関係)」に改める。

様式第7号中「(第15条関係)」を「(第24条関係)」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第6号中「(第14条関係)」を「(第23条関係)」に、「第26条第2項」を「第6条の8第2項及び第26条第2項」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第5号中「(第8条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第4号中「(第6条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第3号中「(第6条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第2号中「(第5条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第1号中「(第3条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第1号)(第4条関係)

長野県立自然公園内公園事業執行協議(認可申請)書

年 月 日

長野県知事 殿

住所及び氏名

法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名

㊞

長野県立自然公園条例第6条の3第2項(第3項)の規定により、 県立自然公園内において、次の公園事業を執行したいので協議します(認可してください)。

公園施設の種類			
公園施設の位置			
公園施設の規模及び構造			
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法		
	料金徴収		
	供用期間		
長野県立自然公園条例施行規則第2条第1号から第9号までに掲げる施設にあつては、その施設の供用開始の予定期間			
工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間			
備考			

(備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 備考欄には、他の法令の規定により当該公園事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

(様式第2号)(第6条関係)

長野県立自然公園内公園事業内容変更協議(認可申請)書

年 月 日

長野県知事 殿

住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 ㊞

長野県立自然公園条例第6条の3第6項の規定により、 県立自然公園内の公園事業の内容を次のとおり変更したいので協議します(認可してください)。

協議回答書(認可書)の交付年月日及び番号				
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	公 園 施 設 の 種 類			
	公 園 施 設 の 位 置			
	公 園 施 設 の 規 模 及 び 構 造			
	公園施設の管理又は経営の方法	経 営 方 法		
		料 金 徴 収		
		供 用 期 間		
変 更 予 定 年 月 日				
工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間				
変 更 の 理 由				
備 考				

- (備考)
- 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 変更の内容欄は、該当する欄にのみ記載すること。
 - 3 備考欄には、他の法令の規定により当該公園事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

(様式第3号)(第7条関係)

長野県立自然公園内公園事業変更届

年 月 日

長野県知事 殿

住所及び氏名

法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名

㊞

県立自然公園内において、次のとおり公園事業の変更をしたので届け出ます。

協議回答書(認可書)の交付年月日及び番号				
公園施設の種類				
変更の内容	事項		変更前	変更後
	氏名(名称、代表者の氏名)又は住所			
	公園施設の管理又は経営の方法	受託者		
		標準的な額		
		供用期間		
	供用予定年月日			
工事施行の予定期間				
変更年月日				
変更の理由				
備考				

- (備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 2 変更の内容欄は、該当する欄にのみ記載すること。

(様式第4号)(第8条関係)

長野県立自然公園内公園事業合併(分割)承継協議(承認申請)書

年月日

長野県知事 殿

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

印

長野県立自然公園条例第6条の5第1項の規定により、 県立自然公園内の公園事業を次のとおり承継したいので協議します(承認してください)。

協議回答書(認可書)の交付年月日 及び番号	
公園施設の種類	
合併(分割)法人の名称、住所及び 代表者の氏名	
合併(分割)年月日	
合併(分割)の理由	
備考	

(備考) 1 代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 備考欄には、他の法令の規定により当該公園事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

(様式第5号)(第8条関係)

長野県立自然公園内公園事業相続承継承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所及び氏名

印

長野県立自然公園条例第6条の5第2項の規定により、 県立自然公園内の公園事業を次のとおり承継したいので承認してください。

認可書の交付年月日及び番号	
公園施設の種類	
被相続人の氏名及び住所	
被相続人の死亡年月日	
備考	

(備考) 1 代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 備考欄には、他の法令の規定により当該公園事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

(様式第6号)(第9条関係)

長野県立自然公園内公園事業休止(廃止)届

年 月 日

長野県知事 殿

住所及び氏名

法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び名称
 並びに代表者の氏名

印

県立自然公園内において、次のとおり公園事業を休止(廃止)するので届け出ます。

協議回答書(認可書)の交付年月日及び番号	
公園施設の種類	
休止しようとする公園施設の範囲	
休止予定期間(廃止予定期間年月日)	
休止中(廃止後)の公園施設の管理办法(取扱い)	
休止(廃止)の理由	
備考	

(備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 備考欄には、他の法令の規定により当該公園事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

(様式第7号)(第10条関係)

長野県立自然公園内公園事業執行認可失効届

年 月 日

長野県知事 殿

住所及び氏名

法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名

㊞

県立自然公園内において、次のとおり公園事業に係る認可が失効したので届け出ます。

認可書の交付年月日及び番号	
公園施設の種類	
失効年月日	
失効の理由	
備考	

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(事務処理規則の一部改正)

第2条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(62)のウの(イ)の1を同yとし、同kを同xとし、同j中「k及び1」を「x及びy」に改め、同jを同wとし、同bからiまでを同oからvまでとし、同aを同nとし、同nの前に次の事項を加える。

- a 第6条の3第2項の規定による国等との協議
- b 第6条の3第3項の規定による認可
- c 第6条の3第6項の規定による協議及び認可
- d 第6条の3第9項の規定による届出の受理
- e 第6条の3第10項の規定による条件の付加
- f 第6条の4の規定による改善命令
- g 第6条の5第1項の規定による地位の承継の協議及び承認
- h 第6条の5第2項の規定による相続に係る地位の承継の承認
- i 第6条の6の規定による届出の受理
- j 第6条の7第2項の規定による届出の受理
- k 第6条の7第3項の規定による認可の取消し
- l 第6条の8第1項の規定による原状回復命令及び措置命令
- m 第6条の9の規定による報告の徴収及び立入検査

(長野県景観規則の一部改正)

第3条 長野県景観規則(平成4年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第9号中「第8条第1項」を「第6条の3第3項の規定による認可又は同条例第8条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課